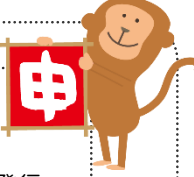




ひだまり

第35号

平成28年1月発行



～いしかり農業委員会だより～



ぶどう(浜益区幌)



石狩市農業委員会
会長 須藤 義春

新年明けましておめでとうございます。

昨年の春は低気圧の影響で雨や雪の日が多く、また、夏は寒暖の差が激しく雨も多く、農作物への影響が懸念されましたが、その後は好天に恵まれ、喜ばしい出来秋を迎えることができたことと思います。

T P P 交渉においては、米、牛・豚肉など農産物重要5品目においても関税の引き下げや、輸入枠の拡大が盛り込まれるなどの大筋合意に至りました。今までの日本が「聖域」として関税維持を求めてきた重要5品目さえも関税撤廃の対象から除外できなかったことに、驚きとともに日本の農業の未来に「黄信号」が灯ったのではと、大変遺憾に思っております。今後、国には交渉内容の丁寧な説明、また新たな対策を講じるなど、我々、生産現場の不安を払拭してくれることを期待したいと思います。

農業委員会といたしましては、今後とも地域農業を守り抜くために、関係機関や系統組織との連携を強化し、国に対し、農業・農村の現場の実態を踏まえた意見を積極的にあげてまいります。

今年是天候に恵まれ、豊穡の秋を皆さんで無事迎えられることをご祈念し、新年のごあいさつといたします。



農地パトロールを実施しました

石狩市農業委員会では毎年、優良農地の確保と違反転用の発生防止のため、各地区ごとにパトロールを行っています。

今年も市内全地区でパトロールを実施しました。

10月15日 八幡・北生振・美登位・高岡
10月16日 樽川・花畔・花川東・親船
10月19日 浜益区
10月20日 厚田区
10月21日 生振

今回の調査の結果、「耕作放棄地」や「低利用地」と判断された土地の所有者に対し、「利用意向調査」を実施します。



農地を荒廃させないために

○現在、耕作できない場合

草刈りをしたり、菜の花やひまわりといった景観植物を植えるなどの保安全管理をし、すぐ耕作再開できるようにしましょう。

○将来とも自分で耕作できない場合

高齢化や担い手がいないため耕作できない場合は、近くの農業者に貸して耕作してもらうなどの方法がありますので、農業委員や農業委員会事務局にご相談ください。

○再生のための資金が必要な場合

耕作放棄地と認められた農地を再生するときは補助金を受けられる場合があります。市農政課に相談してください。



平成27年度「地域農業現況調査」



- ◆実施日：9月4日
- ◆調査地区：浜益区幌・厚田区望来・八幡・北生振
- ◆調査品目：果樹、米、野菜類、チャガラシ など

「地域農業現況調査」では、石狩市内で取り組まれている先進事例や作況について、農業改良普及センターの方々と視察・調査しています。

農業改良普及センター長からは、「米、小麦に関してはよい品質のものが収穫できそうであり、そのほか野菜、果樹も順調だ。」と講評をいただきました。

また、小麦の連作障害の対策として緑肥作物の栽培も推奨されていました。皆さん試してみては？



平成27年度「石狩地方農業委員会連合会道内研修」

- ◆研修日：11月10日～11月11日
- ◆参加者：須藤義春 会長 加藤龍幸 事務局長
- ◆視察先

- ①浦臼町「農業生産法人有限会社 神内ファーム21」
【研修内容】神内ファーム設立の趣旨、
南国果物の栽培、肉牛（赤牛）の
飼育状況等について
- ②赤平市「赤平オーキッド 株式会社」
【研修内容】地熱を利用したハウスでの
胡蝶蘭等の栽培について
- ③旭川市「有限会社 コントラクター旭川」
【研修内容】農作業受託事業についての現状と
今後の課題について



農地台帳登載内容調査って、なんだ！？

農地台帳登載内容調査とは、市内に農地を所有する方を対象に、新たに今年から行う調査です。昨年12月に皆様に配布していますが、こういったものが簡単に説明します！



なぜ、新しい調査が始まるの？

農業委員会委員の選挙制度が廃止され、選挙人名簿の調製が不要になりました。しかし、農地台帳を正確に記録するための新たな調査が必要となります。



これまでの選挙人名簿登録における調査との違いはあるんですか？

大きな違いはありません。調査対象者は以下になります。

- ① 満20歳以上の人
- ② 平成28年1月1日現在、30アール以上の農地で農業を営んでいる人（耕作面積は農業委員会事務局で確認）
- ③ ②の同居の親族またはその配偶者であって年間概ね60日以上従事する人



提出期限は1月22日（金）です。
大切な調査です！ご協力よろしくお願いします！

農業委員会で決まったこと

農業委員会では毎月1回総会を行っています。
平成27年8月から平成27年11月に行われた総会での決定事項をお知らせします。

◆第15回総会

平成27年8月27日

- | | | | |
|---------------------------|----|--------------------------|----|
| ・農地法第3条の3第1項の規定による届出 | 2件 | ・農地法第6条の規定による農業生産法人の定期報告 | 8件 |
| ・農地法第18条第6項の規定による通知 | 1件 | ・石狩市農業振興地域整備計画の変更 | 1件 |
| ・農地法第3条第1項の規定による許可申請（賃借権） | 1件 | ・農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積 | 1件 |
| ・農用地利用集積計画案（所有権移転） | 2件 | | |

◆第16回総会

平成27年9月25日

- | | | | |
|---------------------------------------|----|--------------------|----|
| ・農地法第3条の3第1項の規定による届出 | 2件 | ・農用地利用集積計画案（所有権移転） | 2件 |
| ・農地法第18条第6項の規定による通知 | 6件 | ・農用地利用集積計画案（利用権設定） | 2件 |
| ・現況証明願（会長専決） | 1件 | ・現況証明願 | 2件 |
| ・農地法第3条第1項の規定による許可申請（賃借権および使用貸借による権利） | 4件 | | |

◆第17回総会

平成27年10月29日

- | | | | |
|---------------------------|----|--------------------|----|
| ・農地法第18条第6項の規定による通知 | 2件 | ・農用地利用集積計画案（所有権移転） | 1件 |
| ・農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権） | 2件 | ・農用地利用集積計画案（利用権設定） | 1件 |

◆第18回総会

平成27年11月26日

- | | | | |
|---------------------------|----|--------------------|-----|
| ・農地法第3条の3第1項の規定による届出 | 2件 | ・農用地利用集積計画案（所有権移転） | 8件 |
| ・農地法第5条の一時転用に係る事業完了報告 | 1件 | ・農用地利用集積計画案（利用権設定） | 39件 |
| ・農地法第18条第6項の規定による通知 | 8件 | ・農用地利用配分計画 | 2件 |
| ・現況証明願の取下げ | 1件 | ・農地法第5条の規定による許可申請 | 1件 |
| ・農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権） | 1件 | ・現況証明願 | 2件 |
| ・農地法第3条第1項の規定による許可申請（賃借権） | 2件 | | |





石狩市農地賃借料情報



平成27年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりとなっております。

1 田の部（転作田含む）

締結（公告）された地区名	平均額	最高額	最低額	データ数	備 考
旧石狩市	9,700円	16,100円	4,200円	204	
(内訳)・石狩川左岸地区	9,500円	16,100円	4,200円	150	
・石狩川右岸地区	10,100円	14,000円	7,200円	54	
(用途内訳)・水 田	9,200円	13,400円	7,300円	24	
・転作田	9,700円	16,100円	4,200円	180	
厚田区	8,300円	10,100円	3,200円	51	
(内訳)・聚富地区	7,900円	10,100円	3,200円	16	
・望来地区	9,300円	10,100円	9,000円	19	
・厚田地区	7,600円	10,000円	6,300円	16	
(用途内訳)・水 田	9,400円	10,100円	9,000円	22	
・転作田	7,500円	10,100円	3,200円	29	
浜益区	14,600円	15,000円	13,000円	37	
(参考) 石狩市平均	10,100円			292	

2 畑の部

締結（公告）された地区名	平均額	最高額	最低額	データ数	備 考
旧石狩市	5,100円	9,000円	2,500円	49	
厚田区	3,900円	5,000円	2,900円	9	
浜益区	—	—	—	—	データなし
(参考) 石狩市平均	4,900円			58	

* 1 データ数は、集計に用いた筆数

* 2 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としている

今後の総会開催予定

平成27年度の総会は残り3回となります。開催予定日は以下のとおりです。

	総会開催日	各種申請書提出期限
第20回	平成28年1月22日(金)	平成28年1月12日(火)
第21回	平成28年2月25日(木)	平成28年2月10日(水)
第22回	平成28年3月24日(木)	平成28年3月10日(木)

手続きをお考えの方はご注意ください！

農地の転用や現況証明願いには約2カ月、売買、賃貸借の手続きには約1カ月かかります。

「農業者年金」に加入しましょう！

「農業者年金」は農業者の老後安定・福祉向上を図る、積立方式確定拠出型の年金です。
農業者年金には様々なメリットがあります！

- ①積み立て方式で少子高齢時代に強い
- ②保険料の額は自由に決められます
- ③80歳まで保証付の終身年金です
- ④支払った保険料全額が、社会保険料控除の対象
- ⑤意欲ある担い手は国から助成を受けられます

詳しくはJA窓口、農業委員会事務局へおたずねください。

※年金受給者が亡くなられた場合には届出が必要です。JA窓口、農業委員会事務局までご連絡ください。

全国農業新聞の購読申し込みについて



全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙であり、経営とくらしに役立つ新聞として高い評価を受けています。この機会に購読してみませんか？

全国農業新聞の購読の申し込みは農業委員会で受け付けています。
お電話（0133-72-3147）等でお申し込み、また気軽にお問い合わせください。

- ◆毎週金曜日発行
- ◆購読料は月額700円（年間8,400円）

編集後記

昨年は春先の天候不順と6月の低温で心配しましたが、その後、天候も回復し作物も豊作に恵まれたと思います。しかし、懸念されておりましたTPP交渉は大筋合意に至り、大幅な市場開放を余儀なくされ、今後の国内農業に不安をもたらす結果となりました。これからは輸入農産物に負けない品質向上と生産性を高める努力をし、共にがんばりましょう。

農業委員会では本誌に掲載されているとおり、毎年農地パトロールを実施していますが、今年も関係機関と協力し遊休農地の減少に努めていきたいと思っています。

皆様にとりまして良い一年でありますよう祈念いたします。

編集委員 袴田 勝



ひだまり編集委員紹介

- ◆ 成田 和彦 委員
- ◆ 小笠原英史 委員
- ◆ 袴田 勝 委員 の3名です

「皆さんからのご意見お待ちしております！」

編集・発行 石狩市農業委員会
〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30-2
市役所3F
TEL 0133-72-3147
FAX 0133-72-3540